

公 示 送 達 書

酒田市告示第459号
令和8年6月26日

下記の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び介護保険法第143条（平成9年法律第123号）の規定に基づき、公示送達します。

なお、この公示送達に係る書類は、当市高齢者支援課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

酒田市長 矢口 明子

記

送達する書類の名称	令和8年度第2期介護保険料督促状
送達を受けるべき者の氏名	佐藤 修
	三浦 浩昭
	佐藤 朝子
	鳥海 盛義
備考	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送付があったものとみなされます。	